

（第58号議案）

中野区立学童クラブ条例の一部改正について

中野区立学童クラブ条例（平成12年中野区条例第57号）新旧対照表

改正案	現行																
<p>第1条～第5条（略） （保育料等）</p> <p>第6条 学童クラブを利用する児童の保護者は、児童1人につき月額4,400円の保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 学童クラブの延長利用（規則で定める学童クラブの利用時間を延長して当該学童クラブを利用することをいう。以下同じ。）をする児童の保護者は、前項の保育料のほか、児童1人につき月額2,000円の延長保育料を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、1日を単位として学童クラブの延長利用をする児童の保護者は、第1項の保育料のほか、児童1人につき500円に当該延長利用の回数を乗じて得た額（1月につき2,000円を限度とする。）の延長保育料を納付しなければならない。</p> <p>4 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項の保育料及び前2項の延長保育料（以下「保育料等」という。）を免除することができる。</p> <p>5 保育料等は、毎月末日（第3項の延長保育料にあつては、当該月の翌月末日）までに当該月分を納付しなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、前納することができる。</p> <p>6 既に納付した保育料等は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>第7条～第8条（略） 附 則（略） 別表（第2条関係）</p>	<p>第1条～第5条（略） （保育料）</p> <p>第6条 学童クラブを利用する児童の保護者は、児童1人につき月額4,400円の保育料を納付しなければならない。</p> <p>2 区長は、特に必要があると認めるときは、保育料を免除することができる。</p> <p>3 保育料は、毎月末日までに当該月分を納付しなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、前納することができる。</p> <p>4 既に納付した保育料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>第7条～第8条（略） 附 則（略） 別表（第2条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立中野神明学童クラブ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>中野区立多田学童クラブ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>中野区立新山学童クラブ</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中野区立中野神明学童クラブ	（略）	中野区立多田学童クラブ	（略）	中野区立新山学童クラブ	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野区立中野神明学童クラブ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>中野区立多田学童クラブ</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>中野区立新山学童クラブ</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	中野区立中野神明学童クラブ	（略）	中野区立多田学童クラブ	（略）	中野区立新山学童クラブ	（略）
名称	位置																
中野区立中野神明学童クラブ	（略）																
中野区立多田学童クラブ	（略）																
中野区立新山学童クラブ	（略）																
名称	位置																
中野区立中野神明学童クラブ	（略）																
中野区立多田学童クラブ	（略）																
中野区立新山学童クラブ	（略）																

中野区立向台学童クラブ	(略)
中野区立桃園学童クラブ	(略)
中野区立谷戸学童クラブ	(略)
中野区立塔山学童クラブ	東京都中野区 中央一丁目4 9番1号
中野区立中野本郷学童クラブ	(略)
中野区立桃花学童クラブ	(略)
中野区立桃園第二学童クラブ	(略)
中野区立東中野学童クラブ	(略)
中野区立中野昭和学童クラブ	(略)
中野区立上高田学童クラブ	(略)
中野区立新井学童クラブ	(略)
中野区立江原学童クラブ	(略)
中野区立沼袋学童クラブ	(略)
中野区立江古田学童クラブ	(略)
中野区立丸山学童クラブ	(略)
中野区立北原学童クラブ	(略)
中野区立野方学童クラブ	(略)
中野区立啓明学童クラブ	(略)
中野区立大和学童クラブ	(略)
中野区立鷺宮学童クラブ	(略)
中野区立西中野学童クラブ	(略)
中野区立若宮学童クラブ	(略)
中野区立武蔵台学童クラブ	(略)
中野区立かみさぎ学童クラブ	(略)

中野区立向台学童クラブ	(略)
中野区立桃園学童クラブ	(略)
中野区立谷戸学童クラブ	(略)
中野区立塔山学童クラブ	東京都中野区 中央二丁目1 8番21号
中野区立中野本郷学童クラブ	(略)
中野区立桃花学童クラブ	(略)
中野区立桃園第二学童クラブ	(略)
中野区立東中野学童クラブ	(略)
中野区立中野昭和学童クラブ	(略)
中野区立上高田学童クラブ	(略)
中野区立新井学童クラブ	(略)
中野区立江原学童クラブ	(略)
中野区立沼袋学童クラブ	(略)
中野区立江古田学童クラブ	(略)
中野区立丸山学童クラブ	(略)
中野区立北原学童クラブ	(略)
中野区立野方学童クラブ	(略)
中野区立啓明学童クラブ	(略)
中野区立大和学童クラブ	(略)
中野区立鷺宮学童クラブ	(略)
中野区立西中野学童クラブ	(略)
中野区立若宮学童クラブ	(略)
中野区立武蔵台学童クラブ	(略)
中野区立かみさぎ学童クラブ	(略)

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、別表中野区立塔山学童クラブの項の改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。